

## 大気汚染防止法に基づく石綿の事前調査結果の報告について

1 報告の必要な場合	<p><u>一定規模以上の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事を行う場合</u></p> <p>なお、一定規模以上とは以下のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が<u>80平方メートル以上</u>であるもの</li> <li>○ 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の※<u>請負代金</u>（解体等工事の自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。以下同じ。）<u>の合計が100万円以上</u>であるもの</li> <li>○ 工作物（特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるものに限る。）を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の※<u>請負代金の合計が100万円以上</u>であるもの</li> </ul> <p>※ 「請負代金の合計」とは、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含まないが、消費税を含む額とする。</p>
2 報告を行う者	<p><u>一定規模以上の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の元請業者又は自主施工者</u></p>
3 報告方法	<p><u>原則、石綿事前調査結果報告システム (<a href="https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/">https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/</a>) を用いて報告を行ってください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 石綿事前調査結果報告システムでは、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づく報告を一括で行うことができます。</li> </ul>
4 報告期限	<p>事前調査を行ってから、<u>遅滞なく</u>行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に着手する前までに行うこと。</li> </ul>
5 罰則	<p>報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、罰則の適用を受けることがあります。</p>
6 報告先及び問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工事を行う現場の所在地が<u>北区、上京区、左京区、中京区、右京区</u>の場合 <u>京都市環境政策局環境企画部北部環境共生センター</u>  <div style="text-align: center; margin-left: 20px; border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; border-radius: 10px; background-color: #f0f0f0;">           京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2 左京区総合庁舎2階            TEL : 075-701-9800 FAX : 075-701-9810         </div> </li> <li>○ 工事を行う現場の所在地が<u>東山区、山科区、下京区、南区、西京区、伏見区</u>の場合 <u>京都市環境政策局環境企画部南部環境共生センター</u>  <div style="text-align: center; margin-left: 20px; border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; border-radius: 10px; background-color: #f0f0f0;">           京都市南区西九条森本町62-1            TEL : 075-671-0511 FAX : 075-671-0322         </div> </li> </ul>
7 備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工事現場に掲示する内容と齟齬がないようにすること。</li> <li>○ 天災などにより電子システムの使用が困難、又は情報通信機器を保有していない場合の手続きは<u>別紙</u>のとおり。</li> </ul>

	<u>一定規模以上の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事を行う場合</u>
1 報告の必要な場合	<p>なお、一定規模とは以下のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が<u>80平方メートル以上</u>であるもの</li> <li>○ 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の※<u>請負代金</u>（解体等工事の自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。以下同じ。）<u>の合計が100万円以上</u>であるもの</li> <li>○ 工作物（特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるものに限る。）を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の※<u>請負代金の合計が100万円以上</u>であるもの</li> </ul> <p>※ 「請負代金の合計」とは、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含まないが、消費税を含む額とする。</p>
2 報告を行う者	<u>一定規模以上の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の元請業者又は自主施工者</u>
3 報告方法	<u>事前調査結果報告書（様式第3の4）</u> を用いて報告を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 紙面で報告を行う場合は、別途、<u>労働基準監督署への報告も必要となります。</u></li> </ul>
4 報告部数	<u>2部</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1部は窓口で返却します。</li> </ul>
5 報告期限	事前調査を行ってから、 <u>遅滞なく</u> 行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に着手する前までに行うこと。</li> </ul>
6 罰則	報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、罰則の適用を受けることがあります。
7 報告先及び問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工事を行う現場の所在地が<u>北区、上京区、左京区、中京区、右京区</u>の場合 <u>京都市環境政策局環境企画部北部環境共生センター</u>  <div style="text-align: center; margin-left: 20px;"> <div style="display: inline-block; border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-right: 10px;">京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2 左京区総合庁舎2階</div> <div style="display: inline-block; border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">TEL : 075-701-9800 FAX : 075-701-9810</div> </div> </li> <li>○ 工事を行う現場の所在地が<u>東山区、山科区、下京区、南区、西京区、伏見区</u>の場合 <u>京都市環境政策局環境企画部南部環境共生センター</u>  <div style="text-align: center; margin-left: 20px;"> <div style="display: inline-block; border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-right: 10px;">京都市南区西九条森本町62-1</div> <div style="display: inline-block; border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">TEL : 075-671-0511 FAX : 075-671-0322</div> </div> </li> </ul>
8 備考	工事現場に掲示する内容と齟齬がないようにすること。

## 記入例

様式第3の4

### 事前調査結果報告書

令和〇年〇月〇日

(あて先) 京都 市 長

報告者	住 所	〇〇府〇〇市〇〇町〇〇 キヨト
フリガナ		株式会社 京都 キヨト カワ
名 称		代表取締役 京都 太郎 キヨト ジロ
フリガナ		技術課 京都 次郎 キヨト ジュウ
代表者氏名		(〇〇〇) 〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇〇〇. 〇〇〇〇. jp
フリガナ		
担当者氏名		
電話番号		
メールアドレス		

工事現場の掲示内容と齟齬がないように記入してください。

事前調査の結果について、大気汚染防止法第18条の15 第6項の規定により、次のとおり報告します。

解体等工事の発注者の氏名 又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名	株式会社 河原町御池 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地 代表取締役 河原町 太郎	
解体等工事の場所	京都市〇〇区〇〇町〇〇番地	
解体等工事の名称	〇〇ビル解体工事	
解体等工事の概要	〇〇ビルの解体工事	
解体等工事の実施の期間	自令和〇年〇月〇日 至令和〇年〇月〇日	
特定粉じん排出等作業の 開始時期	令和〇年〇月〇日～	
建築物等の設置の工事に着手 した年月日	19〇〇年〇月〇日	
建築物等の概要	建築物(耐火・準耐火・その他) (木造・RC造・S造・その他) 延べ面積 〇〇m <sup>2</sup> (〇階建)	
	その他工作物	
解体の作業の対象となる 床面積の合計	〇〇m <sup>2</sup>	
解体、改造又は補修の作業 の請負代金の合計	〇〇〇万円	
事前調査を終了した年月日	令和〇年〇月〇日	
書面による調査及び目視に による調査を行った者	氏 名	京都 次郎
	講習実施機関の 名称	〇〇法人 〇〇センター (一般・特定・一戸建て等・その他)
分析による調査を行った箇所	スレートボード、ビニル床タイル	
分析による調査を行った者 の氏名及び所属する機関又 は法人の名称	本能寺 太郎 〇〇法人 〇〇センター	

明確に開始時期が決まっていない  
場合は、〇月頃～と記入してください。

※審査結果  
解体等工事の対象となる建築物等の建  
築に着手した年月日です。  
解体等工事の着工日ではありません。

※備  
解体等工事の対象となる建築物等が  
平成18年(2006年)9月1日  
以後に、建築に着手した建築物であ  
ることが設計図書その他書面より明  
らかな場合、記載は不要です。

分析調査を実施した場合に記入して  
ください。

建築材料の種類	事前調査の結果			特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠				
	石綿有	みなし	石綿無	①目視	②設計図書等(④を除く。)	③分析	④建築材料製造者による証明	⑤建築材料の製造年月日
吹付け材	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
保温材	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
煙突断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
屋根用折版断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
耐火被覆材(吹付け材を除き、けい酸カルシウム板第2種を含む。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
仕上塗材	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
スレート波板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
スレートボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
屋根用化粧スレート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
けい酸カルシウム板第1種	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
押出成形セメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
パルプセメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
ビニル床タイル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			
窯業系サイディング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
石膏ボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
ロックウール吸音天井板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
その他の材料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

備考

- 1 解体の作業の対象となる床面積の合計の欄は建築物の解体作業を伴う建築工事の場合、解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計の欄は建築物の改造若しくは補修作業を伴う建設工事又は工作物の解体、改造若しくは補修作業を伴う建設工事の場合に記載すること。
- 2 講習実施機関の名称の欄には、書類による調査及び目視による調査を行わせた者が、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号)第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は一般、同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は特定、同条第4項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者に該当する場合は一戸建て等に印を付すとともに、同規定に基づく講習の実施機関の名称を記載し、一般建築物石綿含有建材調査者及び特定建築物石綿含有建材調査者と同等以上の能力を有する者と認められる者に該当する場合は、その他に記しを付すとともに、これを明らかにする事項を記載すること。
- 3 事前調査の結果及び特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠の欄は、解体等工事の対象となる建築物等に使用されている全ての建築材料について該当箇所に印を付すこと。
- 4 事前調査の結果の欄は、大気汚染防止法施行規則第16条の5第3号の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、大気汚染防止法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合についてはみなしの箇所に印を付すこと。
- 5 特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠の欄は、該当する事前調査の方法が複数ある場合は、その全ての箇所に印を付すこと。
- 6 ※印の欄には、記載しないこと。
- 7 報告書の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

# 大気汚染防止法に基づく石綿の事前調査結果の報告に係るフロー図



発注者が元請業者に対して、解体等工事を依頼。

元請業者が、解体等工事の対象となる建築材料について、石綿の有無を調査

石綿の有無に関わらず、一定規模以上の解体等工事\*に該当するか

該当する

該当しない

解体等工事に着手する前までに

報告不要

石綿事前調査結果報告システム  
(<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>) を用いて報告を行う。

\*一定規模以上の解体等工事とは、以下のとおりである。

- 建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80平方メートル以上であるもの
- 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の※請負代金（解体等工事の自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。以下同じ。）の合計が100万円以上であるもの
- 工作物（特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるものに限る。）を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の※請負代金の合計が100万円以上であるもの

# 大気汚染防止法に基づく石綿の事前調査結果の報告に係るフロー図

